



厚生労働省各局の主管課長・担当課長会議が開催される
～社会福祉法人の情報公開促進～

◆厚労省では去る2月末頃から順次、福祉関係各部署の主管課長・担当課長会議が開催され、各分野における重点事項などについて説明が行われています。本号では、これらの課長会議等で取り上げられている事項のうち、社会福祉法人関連の内容についてまとめてお伝えいたします。

＜社会・援護局＞－社会・援護局関係主管課長会議－

社会・援護局は社会福祉事業等を統括部局として、主に社会福祉法人の経営や指導監査に関するコメントが見られます。財務諸表公開、外部監査実施、第三者評価受審の義務付けなど、社会福祉法人に自主性を求める一方で、運営の透明性・適正性確保のための義務を強化することが積極的に述べられています。

部 局 名	開催日
社会・援護局	3月11日
障害保健福祉部	2月25日
老健局	3月11日
雇用均等・児童家庭局	3月15日

★法人運営の透明性・適正性の確保について★

昨年11月に開催された行政刷新会議規制・制度改革委員会において、社会福祉法人は税制優遇が措置され公益性を有する法人であることから、財務諸表の公開、外部監査の活用義務付け、全法人が第三者評価を受審するための仕組み作りを検討するべき等との指摘がなされたところである。

また、本年1月に設置された規制改革会議においても、検討課題として提言されている。現行の社会福祉関係法令や関係通知では、外部監査等については、義務づけまでは行っていないところであるが、社会福祉法人の運営の透明性・適正性を確保する観点からは、法人自ら積極的な取り組みを行うことが望ましいものである。

現在厚労省から都道府県経由で、外部監査への取組状況や新会計基準の適用予定時期などに関する調査書が配付されていますが、間もなく集計されるものと予想されます。

また本年4月より「主たる事務所が市の区域にあり、行う事業が当該市の区域を越えない社会福祉法人」は所轄庁が当該一般市が所轄庁となることもあり、指導監査に関しても留意事項等が紹介されています。

★法人指導監査に係る留意事項について★（要点）

- 資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、事業の利用者等が大きな影響を受けるため、法人の資産管理（運用）について、役員や運用担当者等の当該金融商品のリスクについて留意するよう、指導されたい。
- 社福は税制上の優遇を受けている極めて公共性の高い法人であることから、役員報酬については、勤務実態に即して支給し、役員報酬規程等を整備した上で支給する必要がある。指導監査にあたり、十分留意されたい。
- 各都道府県等からの法人監査報告によると、競争契約によるべきところを随意契約として契約しているものや決算関係書類の記載誤り等の会計管理に関する文書指摘が数多く見られた。このため外部監査の活用を奨励する等、必要な助言・指導をされたい。

このように社会福祉法人における、公認会計士・税理士等の外部専門家活用の推進が推奨されており、適正性の確保の観点から職業会計人等の活躍が期待されています。

＜老健局＞－全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議－

介護保険を統括する老健局で行われたこの会議では「社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免制度事業」に関し、1,724市町村に対する調査結果が掲載されています。

この事業は、社福事業の実施を任務とし、税制優遇措置等を受けている社福低所得者の負担軽減を行うことは、法人本来の使命である、との考え方のもとで実施されているものであり、特養の内部留保に対する財務省のコメントにおいても「社福減免を実施していない法人ほど内部留保額が過大になっている」との指摘がなされたところでした。

社福減免制度を実施	1,450市町村
認定証発行業務のみ実施	120市町村
社福減免制度を未実施	154市町村

＜雇用均等・児童家庭局＞－児童福祉関係主管課長会議－

平成27年度実施が予定される新しい子育てシステムを控えています。特に保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の支援、保育士の処遇改善など、保育士の確保に関する取り組みが多く見られるほか、認定こども園等における保育の充実やさらなる保育所整備をも視野に入れた「安心こども基金」の積み増し（平成24年度補正予算において計1,118億円）について述べられています。これらの施策の状況と今後の見通しについては、下記「お知らせ」欄に記載の4月定期研修会で取り上げますので、ぜひご参集ください。

また、平成25年度の保育単価表等についても公表されていますので、まもなく当会HP会員専用ページにて公開いたしますので、今しばらくお待ちください。

（参考：厚生労働省HP各部署掲載資料）